

公布された規則のあらまし

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 65 号）

- 1 P H S の基地局に加え、それ以外の工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局及びこれに類する小型の無線基地局についても占用料を減額することとした。（第 1 条関係）
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。